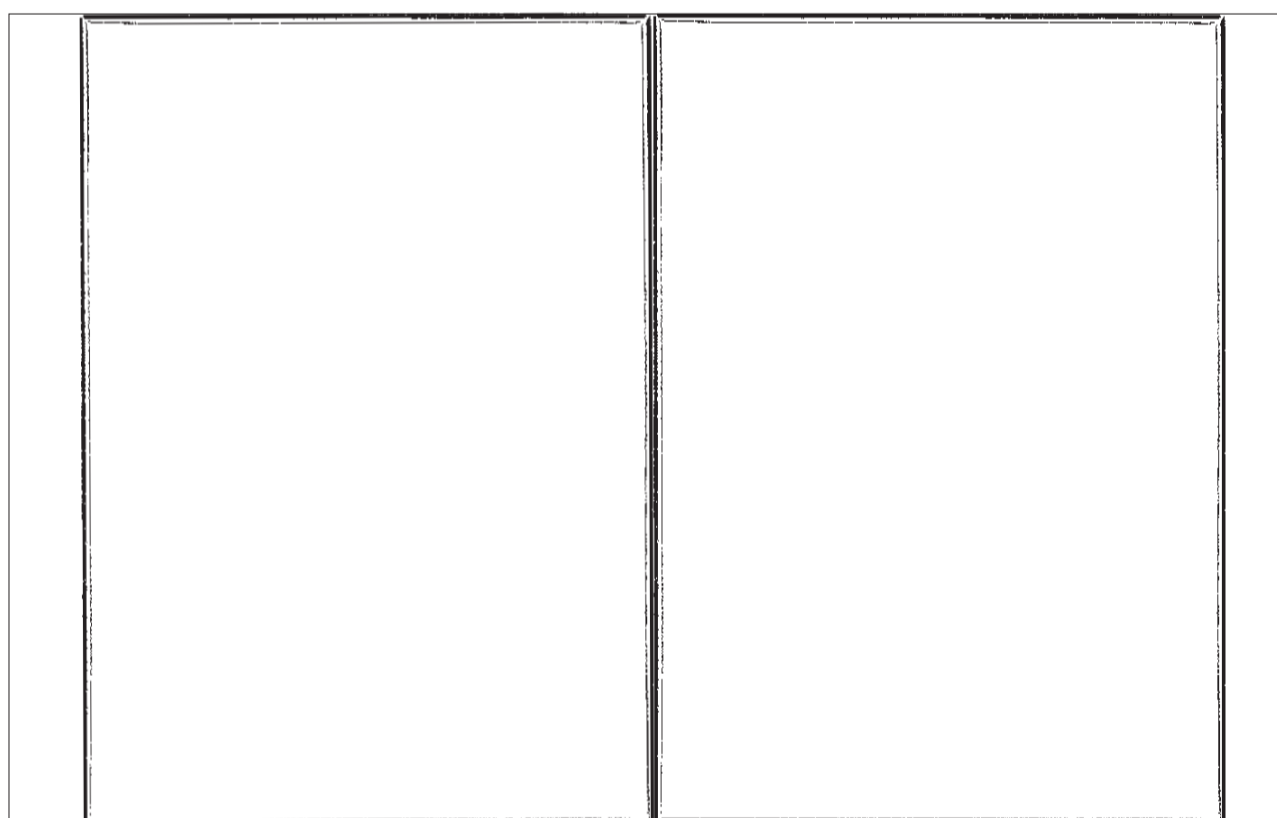
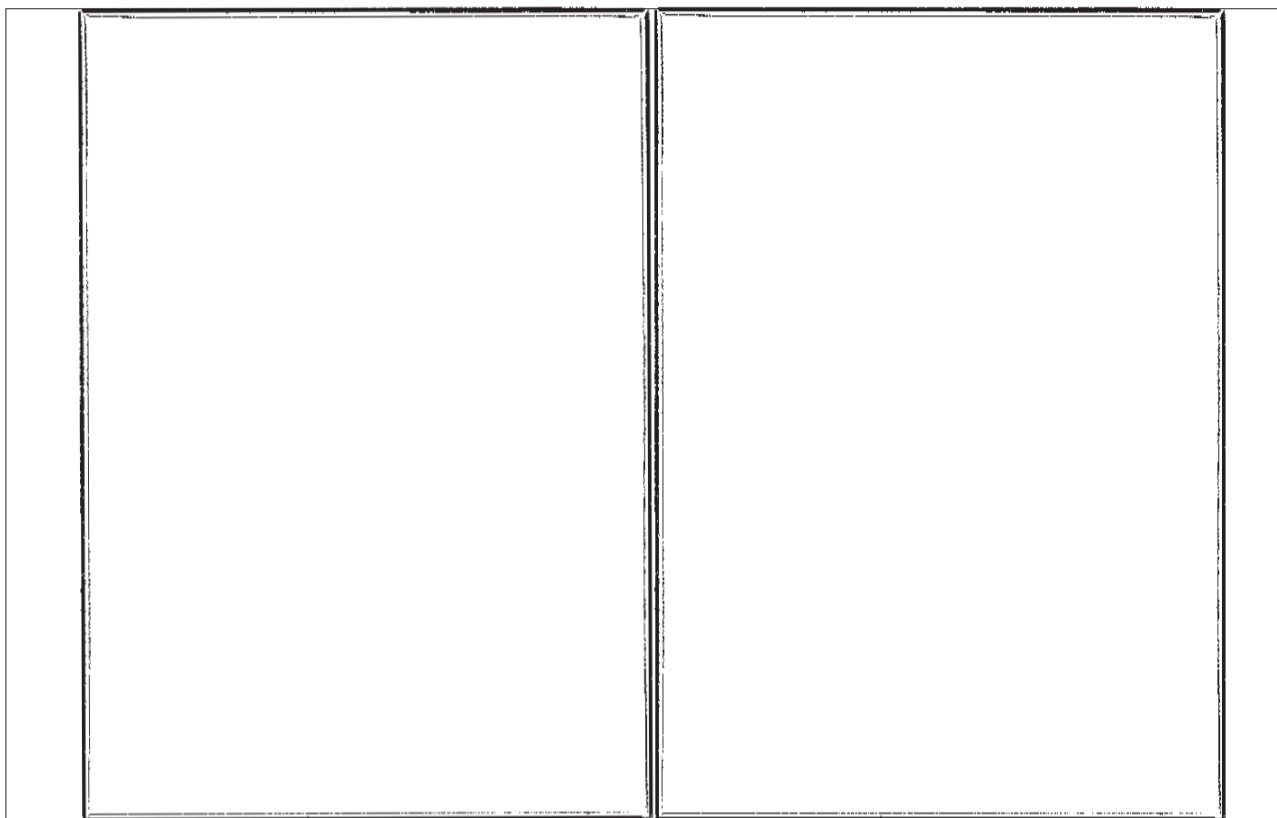


議事速記錄第六十四號

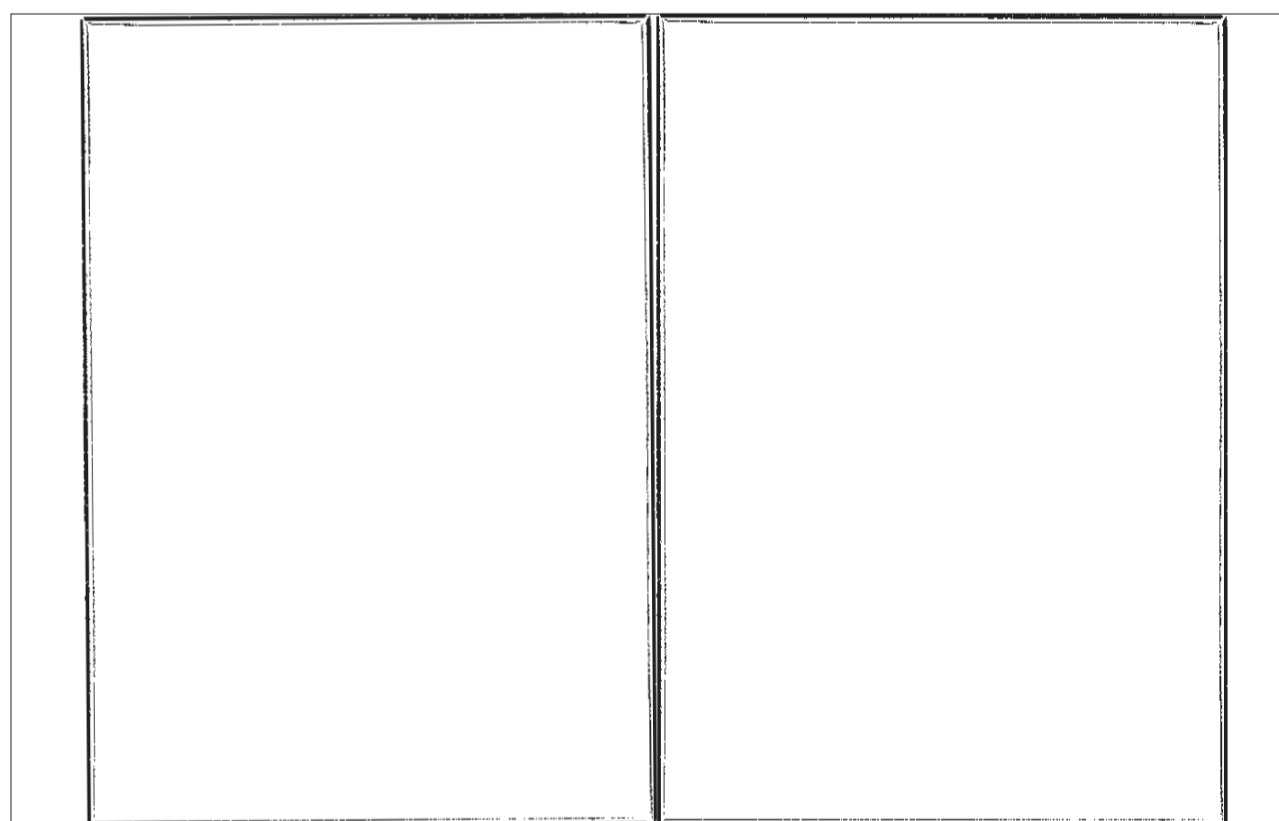
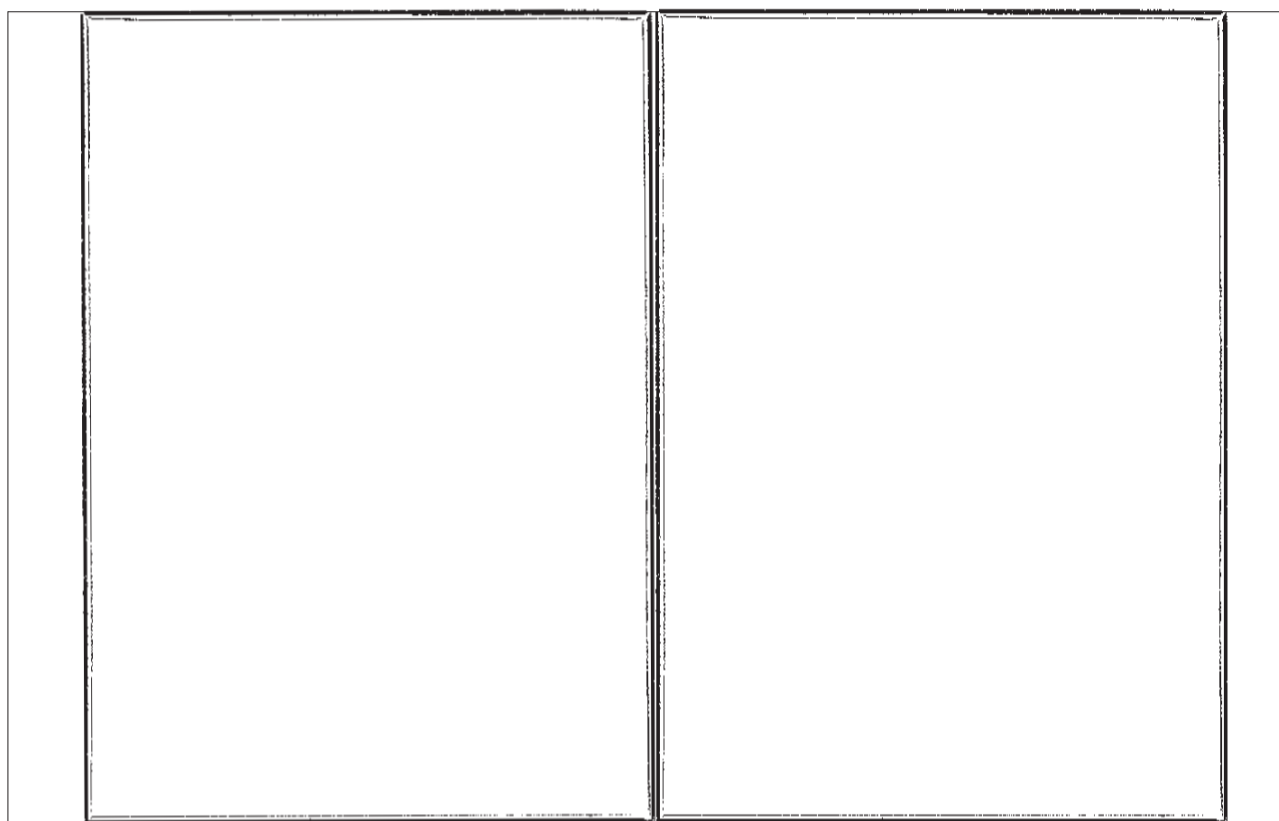
昭和十一年
第三十九次
居留民會臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事速記録目次

一、居留民會議長選舉.....	四頁
一、居留民會副議長選舉.....	五頁
一、參事會員選舉.....	二二頁
一、民團會計檢査委員選舉.....	二三頁
要 錄.....	二八頁



昭和十一年第三十九次居留民會臨時會議事速記録

昭和十一年十二月九日

於 公 會 堂

議 事 日 程

第一、居留民會議長選舉

第二、居留民會副議長選舉

第三、參事會選舉

第四、民團會計検査委員選舉

出席議員 (三十二名)

古田治四郎	足立傳一郎	中村三雄	長野勤
八木忠良	佐々木由太郎	張世萬	木下秀良
橋本磯太	金山喜八郎	清水一太郎	伊丹關次郎
佐藤政作	鹿田多三郎	佐々木清一	山尾市二郎

(1)

(2)

午後八時二十分開會

○理事代理(村田 秀君)

本日の出席議員の中で足立さんが最年長者である事を御報告申し上げます、假議長として議長席にお就き願ひます。(拍手)

○假議長(足立傳一郎君) 着席

只今村田理事代理の御推挙に依りまして法規に依りまして私が暫く此の席を汚す事に致します、申す迄もなく今は非常時の議席中でありまして、殊に近頃北支那開化といふやうな事で日本人の天津に入り込む者が日に、澤山増えまして、従つて此の國政も段々と繁雜になります、なる様に感じます、夫で皆さんは手を携へて居留民の意志に副ふ様に努力致したいと思ひます、どうぞよろしく御指導をお願い致します、尚今晩は假議長としまして議事日程第一、第二を遂行する事になりました、どうぞ皆さんの御指導をお願い致します、甚だ簡単でありますが一寸御挨拶を申し上げます。(拍手)

○假議長(足立傳一郎君)

出席議員数が三十一名でございます、法定数に達して居りますから第三十九次居留民會の臨時會を開會致します。

開會に臨んで總領事の招集の辭がございます、皆さん御清聴をお願い致します。

○壇内總領事(登壇) 拍手

茲に居留民會第三十九次臨時會議が開かれる事になりました、監督官としまして一言御挨拶申し上げます。

今回の會議は兼に民會議員の總選舉を終りまして第一回の會議でございます、此の皆さんは今日に於ける北支の情勢に適當すべき民團の行政を進める上に於て非常な有意義な又立派な議決機關として居留民の衆望を擔つて選出されました議員皆さんでございます、私は當地に参りまして未だ二ヶ月半になりませんが、私が参りましたのは北支開明といふ事が日支官民の協力に依つて幸いに其の緒について居ると思つて居ります、爾來二ヶ月有餘の短時日でありながら北支開明といふ事が著々其の歩を進めて居りまして前途に於ける希望は相當大なるものがあります。従つて民團としても之に適應する充分なる具體的の計畫を樹て、着々是が實現に努力しなければならぬ必要に迫られて居ると私は痛感致します、そこで皆さんは北支の事無に適應すべく民團の發展の爲め民團の仕事の議決機關として充分に職責を盡されて在る居留民の期待に充分お

(3)

(4)

副ひになる事と思ひます、今夕の會議は是が民團の議長及び副議長を選舉され、又民團の諮問機關、場合によつては執行機關たる參事會員の選舉が主な仕事であります、充分之らの事態を御認識なされて適任者を御選舉になる事を希望致します。(拍手)

○假議長(足立傳一郎君)

夫では

議事日程第一に入りまして民會議長の選舉を行ひます、夫で只今總領事の御指名に依りまして山田榮治君、佐々木清一君の御兩君に選舉立會人として御苦勞を願ひます、夫に只今投票用紙を配布致します、御承知でございますけれども投票は無記名單記でございます、小さい紙を名刺としてお出し願ひます。

○志村正三君 議事進行の上にかき希望を述べたいと思ひます、衆議院に於きまして議長、副議長を行ふ場合に、此の職責は公正なる政治を行ふ上に於て決して一黨一派に偏してはならないので議長、副議長になつた人は黨籍を脱して嚴正中立の立場に於て公正なる選舉を行つて居るのであります、之が不文律になつて居ります、今日此の我々民會の議長並副議長に公正なる處の議事進行に於て當選される處の議長、副議長は、若し是が一黨派に屬して居るところの者としたならば自發的に脱會せられて、公正なる立場に於て立つて頂きたいと思ふ希望を有つて居ります、天津に於ける特殊な同胞の向上に於ては黨派の存在であるとか或は黨派の對立といふのは土地柄とし

て面白いのであります。監督官の方でも黨派の會の結成を許されてなかつたのであります。たゞ清交なるものがありまして、之は認可を得て居るかどうか判りませんが、斯ういふものがあるといふ以上之に其の名を出して居る以上議長、副議長に選出されたならば自發的には非とも脱會の手續きを取つて頂きたいといふ希望を有つて居るのであります。之は議長、副議長の人格に信頼致しまして私は希望を申述べるのであります。

○假議長(足立傳一郎君)

志村議員の御意見は満場の諸君と共に承りまして、只御希望として承はつて置きます。

(森川議員「其の通り」)

混雜を避ける爲めに右の方から一つ順に御投票願ひます。――(此の間投票)――出席者の數と名刺の數と合致いたしましたから之から開函致します。――(此の間開函)――投票數と名刺の數と合致しましたから之から讀み上げます。――(此の間採票)――投票の結果を御報告申し上げます。

三十一票 遠山 猛雄 君

一票 足立 傳 一 郎

殆ど満場一致を以て遠山猛雄君が議長に御當選になりました。引續きまして議事日程第二に入りまして副議長の選舉を致します。只今投票用紙を配布致します。――(此の間投票)――出席議員數と名刺の數と合致いたしましたから之から開函致します。――(此の間開函)――名刺の數と投票數とが合致いたしました。被選舉人の氏名を讀み上げます。――(此の間採票)――副議長選舉の結果を御報告致します。

三十票 龜澤省 朝 君

一票 無 効

之で大多數を以て副議長に龜澤省朝君が御當選になりました。(拍手)

之で私の任務は終りました。でございますから、新議長遠山君の御着席を願ふ爲め席を譲りましてお迎へ致します。

○議長(遠山猛雄君) 登壇 着席

三度繼續して議長に當選する事を得ました事は私として誠に光榮に存する次第でございます。特に今回は最近黨派の争ひの爲め容易に協調を看取なかつたにも拘はらず、之を又明朗化する租界の爲めに又議長といふ職責の爲めに、満場一致を以て私を御推薦下さつた御好意に對しては感概に堪えない次第でございます。私は日頃名譽職は決して長い間之を獨占するといふ事は往々にして好ましくござらざる結果を惹起するのであるといふ事を考へて居つたのでございますけれども、此の際種々の事情も考慮致しまして謹んで議長職をお受け致す事に致します。先刻志村議員よ

(6)

(5)

り議長職責に對して之を遂行に當り御注意の意見がございましたが、至極御尤もの事と存じます。私も此の席上に於て事改めて申しませんが、私が議長に居る間は何時も其の心向きは忘れた事はございせんが、此の際特に私の議長としての念願を申し上げれば、公平無私、不偏不黨、民會を通じて居留民の總意を聞き、忠實に良心に訴へて之を纏めて實行に盡さうといふ事は私の唯一の希望であります。が併し遺憾乍ら淺學短才法に通せず諸事に拘にして此の職責を完うする事の甚だ懸念に堪えないのであります。どうか願はくば各位の御同情と御援助に依りまして、此の席を汚さして頂きたいと存じます。至極簡單ながら一言以て御挨拶に代へます。

(拍手)

○副議長(龜澤省朝君) 登壇 (拍手)

只今副議長選舉に當りまして各位の御好意に依つて引續き御委託に預りました事は誠に身に餘る光榮でありまして甚だ感激に堪えない次第でございます。生來誠に非才淺學でありまして此の職を完うし得るや甚だ自ら懸念せられる次第でございますが、各位の御同情と議長の御指導に依りまして此の責任を完うしたいと考へて居ります。其だ簡單でございますが一寸。(拍手)

○山田榮治君 議事の進行に就て御質問申上げたいと思ひます。次の上程されます第三議案は參事會員選舉ですが此の參事會員選舉は執行機關として選舉されずか、若くは諮問機關として選舉されるのでありますか、我々選出するに諮問される機關と執行する機關とに大いに考慮を要するんでございすが、民團當局の御見解を明瞭にして頂きたいと思ひます。

○理事代理(村田 秀君) 當然まだ民團長が就任致して居りませんから執行機關としての參事會員を選舉願ひたいと思ひます。

○山田榮治君 私は其の點非常に法的の疑問を持つて居るのであります。先月の九日民團長制に改正されました既に外務省の認可があつた様に承はつて居ります。尙同日直ぐ民團法施行細則の改正が領事館第二號、告示第二十九號を以て夫を公布されて居ります。夫に依りますと「本令ハ昭和十一年十一月九日ヨリ之ヲ施行ス」となつて居りますが、従つて同時に民團法施行規則の方も第七十一條に據りまして全文の規定が改正される事になります。従つて現在總て新改正法規に據る民團の執行が行はねばならない事と思ひますが、新令公布後に於きましても依然として現參事會が執行機關になつて居ります。併し今の御答辯に依りますと執行機關として選出するといふお話ですが、そうすると民團に二つの執行機關が出来るといふのは甚だ異なるものであります。其の邊どういふ法的解釋の下に執行機關として置かれますか………

○理事代理(村田 秀君)

一寸、今山田さんの御説明の中で領事館の發布があつたのを、もう一邊仰しやつて頂きたいのですが。

(8)

(7)

○山田榮治君 十一月九日の朝刊に告示第二十九號です。

○理事代理(村田 秀君)

其の内容を一寸、恐れ入りますが。

○山田榮治君 澤山ありますよ。

○理事代理(村田 秀君)

もう一度……

○山田榮治君 施行細則の改正の發布。

○理事代理(村田 秀君)

民團長を置いたといふ……

○山田榮治君 民團長を置いた場合には是々……

外務省の許可が出て總領事は斯ういふ命令を發布されたが、民團長制度が運用出来なければ斯ういふ細則改正も必要ないと思ひます。

○理事代理(村田 秀君)

民團長制は外務省で以てお許しになつて選挙の認可も出た、處が未だ當選された人の着任を見ないので實行する事が出来ない、斯ういふ場合に事後策として参事會が事務を執行するといふ事に私も解致しましたし、總領事館へもお伺ひして夫で差支へないといふ事でありましたから……

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

重大な處分をする、例へば民團財産の處分をする事があるとしたら附則に據つて領事が假に指名する者に……

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は如何なる法的根據によつて……、民團長は過日の臨時民會に於て當選された、翌日總領事に認可申請をし、新聞で拜見しますと曰非君は受諾されて居ります、制度が認可になり選挙されて監督官が認可された以上は當然執行機關が置かれたものでなければなりません。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 夫は又大きな誤りでせう、施行細則の方で見ますと、参事會は後任の参事會が確定する事に依つて離任するのでありますから、後任参事會即ち後任民團長が置かれましたら第二項の事務の引継ぎをして當然民團長の名に於て参事會がやりますが、其の人がやるにしても領事の指名した人が事務管理をやるといふ事務管理の形になります、之は民團長の名でやらなければ

○理事代理(村田 秀君)

(10)

(9)

なりません。

○理事代理(村田 秀君)

民團の執行機關は從來参事會で夫が民團長が就任する迄は當然事務を執行すべきなのです、處がその参事會が期限が切れたのです、で民團長が就任する迄幾日になるか存じませんが民團の事務は一日も怠る事は出来ません、便法として前の参事會が残り任期を續けたらよいのですが、之も法規に大體一年といふ何がございませうから監督官の方もさういふ御意見で之は民團長が就任する迄は之迄の参事會がなるのは當然なのです、今迄やつて来たのです、其の参事會が期限が切れたから新しい参事會が民團長の就任する迄事務をみる、私は斯う解釋して居ります。

○山田榮治君 私が伺ひたいと申しますのは、現参事會が執行する機關に置かれて其の職務を執行するといふ法的根據はどこにありますかといふ事です。

○理事代理(村田 秀君)

○山田榮治君 就任する迄は参事會が其の事務を執行する、之は引續く場合にさういふ法規があるので、夫を遵守したので。

○山田榮治君 何處にあるのですか。

○理事代理(村田 秀君) 夫はございませう。

○山田榮治君 施行細則の第十七條はさういふのですか、貴方の仰しやるのは。

○理事代理(村田 秀君)

左様でございます、十七條第二項であります。

○山田榮治君 執行する場合に、今日迄の任期は……

○理事代理(村田 秀君) 同じ理由です。

○山田榮治君 執行権がないでせう、完全に諮問機關になつて居るのです、御留にすれば判りますが五十四條に「居留民團ニ居留民團長ヲ置キタル場合ニハ参事會ハ前條ノ事項其ノ他居留民團ノ事務ニ付居留民團長ノ諮問ニ應ズルモノトス」夫迄は執行機關になつて居りますが民團長制が御認可になりますと同時に諮問機關になりますので、細則の方も七十一條に據つて自然参事會とあるのが民團長と改正され認可になり、其の民團長が選挙されて夫自體も亦認可になつたら赴任するとせんとは別として、参事會でやるとすれば附則の六項ですか夫に據つて「参事會員又ハ居留民團長助役若ハ會計主任就任スルニ至ル迄ノ間其ノ職務ハ領事ノ指名スル者ニ於テ一時之ヲ施行スヘシ」之に據らなければならぬと思ひますが、斯ういふ手續も一つも探つて居ないじゃありませんか、私が申上げんとする事は決して「村田さんには誠に氣の毒に存じます、種々挙げてみますと過日の民會議員選挙も居留民團長がやらなければなりません、参事會長の名に於て選挙をしたのも丸切りやるべからざる處の人がやつて居ります、お互我々今日議場に出て居りまして民會議員に當選して居るや否や甚だ私は疑問を持ちます、のみならず執行機關の責

(11)

(13)

任の歸屬する處が、參事會が責任を持つのか民團長が持つのか甚だ曖昧でありまして、殊に最近の、まだ發言を許されませんが、租界の疑惑の中心となつてゐる某問題の如きも甚だ傳ふる處に據れば其の責めを負ふ者が瞭りしないといふ事も聞いて居ります、其の責任の歸屬を明かにしないで其の人を置くといふ事はどんなものでありませうか、村田さん何れになるか明瞭に解釋して何人が執行するの責任を負ふものであるか法的根據を定めて置きたいと思ひます。

○理事代理(村田 秀君)

もう一遍申上げてみたいのですが、附則の第五項に據る場合は、居留民團が初めて持せられて未だ執行機關がなかつた場合に其の執行機關が出来る迄領事が指名した者が執行する、といふのは斯ういふ事を指した規定と思ふのです、どうも私はやはり次の民團長が就任して實際に事務を執行する事が出来る迄は前執行機關であつた參事會が執行する事は當然であると思つて居ります。

○山田榮治君

夫は御解釋を誤まつて居りませんか、民團長が助役が就任するに至る迄領事の指名する者が執行する、斯ういふ規定になつて居るので當民團には代行者を定める事も出来ませんか、監督官廳が附則の指名をなすつて參事會が職務を執行しても執行機關は嚴然として民團長でなくちやならん、外務大臣が認可したのに總領事が何に據つて指名します、當然規則は新規則が廢れて舊規則は廢止し新規則を尊重しなければならぬと思ひます、仲縮自在にならん筈です私が申上げますのは事實に於ては參事會がやつて居るのであるが總ての責めを負ふものか、如何

(14)

か、民團長が就任する迄は參事會自身がやるのでなくして民團長の名に於て代行するのでなければならぬと思ひます、其の點を明瞭にして頂きたいと思ふのです。(「議長」と呼ぶ者あり)一寸待つて下さいまだ發言中です、私の提案をもう少し明瞭にして頂きたい……

○議長(遠山猛雄君)

何です。

○山田榮治君

私の質問に明答を與へて頂きたい、森川さんは恐らく前參事會員として御審議なすつた事もあると思ひますが、願はくば森川さんに回答を……

○森川照太郎君

答請する資格があるか知りませんが、貴方に伺ひたいが、新しい參事會員が執行するのに、諮問機關でない……

○山田榮治君

實際に於て新しい參事會が執行機關たるべき根據がない。

○森川照太郎君

夫をするより已むを得ない。權限を超えます。

○山田榮治君

已むを得ないがしちや不可ない。權限を超えます。

○森川照太郎君

已むを得なければ……

○山田榮治君

民團長の名に於て參事會がやるなら兎に角、參事會單獨の執行機關じゃない。民團長が當然職務を執行するべきで民團長が就任せなければ……

○森川照太郎君

私は名前も何も知りませんが、實際の問題として新參事會が執行機關である、斯様に心得る、夫を今選舉して夫でいゝと思ひます。

(15)

○山田榮治君 どういふ方法に據つてやります。

○榎前 香君

要するに問題は、山田議員の仰言る問題は、民團長制改正の時期如何に依つて或る場合には執行機關の存在といふ事だと思ふのですが、山田議員は何時を以て民團長制の改正の時期と思はれますか。

○山田榮治君

外務大臣が認可した時がそうだと思ひます、制度の改正されたのが、議案の出来たのが十二日、民會に於て決議、領事が認可した其の時を以て改正の日と思ひます、館令に依つて當然其の日から執行されるべきです。

○榎前 香君

成る程御尤もでございます、館令は廢止になりましたが、どちらにでも兩天程に考へられると思ひます、館令の改正の時期は民團長制施行の時期と解釋して居ります、凡て着任の時期を以て事務引繼をするのですから、領事の認可があつてから執行されるものと思ふならば實際に夫は不可能な事だと思ひます、外務大臣の認可を豫想して準備を兼ねなくちや實際問題として不可能だと思ふのです、從來の民團の吏員によつてみましても凡て着任の日を以て發令してゐるのです。

○山田榮治君

甚だ異なる事を伺ふものでありまして、若し夫では假に永久に選舉された害着止せなかつた場合はどういふ事になりますか制度は法令としてあるものがどう何方へでもなる譯はありません、斯ういふ得體の知れん法令といふものはある筈がない、舊法に據るか新法に據るか、何方かに據らなければならぬ筈であつて、甚だ斯ういふ御解釋が、民團長も吏員だと仰言るが、民團長は吏員規定に據りません、民團長が民團條例を設けて團政を治める事は赴任するとせざるに拘はらず當然其の人の名に於てやるべきで、夫には一つの疑義もないと思ひます。

○森川照太郎君

僕は別によく聞いて居ないが、領事がいゝと云へばいゝと思ふ、いゝと云つたんだから僕がやつた、民團長が就任する迄は領事が民團長に代つてやる人を參事會長にやらした、斯ういふ風に解釋して居る。

○山田榮治君

森川さんの口から公けの席でそんな事を伺はふとは全く意外です、參事會長にやつて好いと云ふのでやつたと仰言るが、好いならば其の旨を告示しなければなりません。

(「進行々々」「ノウウ」)と仰ぶ者あり)

○榎前 香君

山田議員の言に依ると民團長は吏員でないやうですが、市町村長と同じく天津の民團長は吏員だと考へて居ります、吏員規程にないと思ひますが、一番初めにあります。

○山田榮治君

敢て其の點を荒らげたくありませんが、私が申上げたいのは執行する時期は吏員であるより本人が受諾すれば茲に當然合法上の義務が成立する、従つて選舉されて認可されたら當然其の時から行政行為をやらなければならぬ、他の何等の權限のない無權限者が勝手に職務を執行するといふのは如何に便法に流れて過ぎて法律根據の何處にあるかと判らないから……

(16)

(17)

○理事代理(村田 秀君)
今の吏員のお話は略り六十五條に「有給吏員トス」とあります、之は名譽職にもなり得るといふので、山田さんが新法々と仰言るのは、細則は民團長を置いた場合には、といふ改正だけで参事會長だけでも執行出来ると思ひます、山田さんが仰言る様に民團長を制定して直ぐ民團長制を布く事は理想ではありませんが、勿論民團の方では民會で決定されましたが規定はまだ發布して居ないので、斯ういふ風に初めて民團長制を布く事になりまして此處に選舉された人が今日直ぐに辭命を買つて成れる様な人でもなし仕事をするといふには其の時からでなければ實際の民團長制を執行出来ません、領事館の民團長としての制度の認可と民團長の認可は別であり、民團長は實施して居ないので、民團長が就任して規定を發布して民團長が執行する、夫でないといふ御言つた様に民團長制の名前を以て云々といふ事も如何かと思ひます、名前を以て執行機關にするに云つても實際に於て……

○山田榮治君
私が民團長制の職務を執らなさいといふのは、實際に於て参事會がなさらうと民團長の名に於て仕事をやるべきで、今選舉される参事會が、民團長といふ執行機關が既に産れて規則に参事會が諮詢機關になつた時に明瞭に書いてあります、夫から私が云ふのは就任して居らん民團長の職務を執れといふのではなくして、今選舉される参事會が職務を執る事は構ひませんが、民團長の代行をするのだといふなら一つも異存がありませんが、此の選舉の事なんか甚だ疑

(18)

義があります、如何も間違つて居りはせんかと思ひます、二つの對立した執行機關を構へるといふ事は民團として面白くないと思ひます。

○榎前 香君
山田議員の説によりますと民團長制は領事館の認可の日に就任したものと見て……

○山田榮治君
人間が来て仕事をせんは別問題です。

○榎前 香君
就任といふ意味は民團長になつて完全に民團長の權利、義務を取得した時を云ふと思ひます。

○山田榮治君
其の法的根據は何處にありますか、領事館認可の日を就任……

○榎前 香君
認可を得て定む、夫を就任の日とす、新に選舉される参事會が團長の代理の名前に於て執行するといふ事を屢次申され……

○山田榮治君
當然執行機關が産れた以上は權利のない参事會が執行出来ません、制度が産れて居り、人間が定まつて居るので、白井忠三といふ人に……

○鹽谷信治君
山田議員のお話を依りますと、認可の日をして新しい民團長といふ執行機關が新に産れるといふのでありますが、吾々昨日迄やつて居り尚又新しく参事會が産れるが、吾々舊参事會員は執行機關としてやつて居た事が貴方のお説に置きますと誤りがある、その貴方は解釋なさるのですか。

(19)

村田さんが仰言る様に吾々は民團の何が出来てから規則が民團に於て發布され然うして民團の執行機關が産れる、斯ういふ解釋で吾々先日迄やつて居た参事會が執行機關であると……

○山田榮治君
規則の改正は「十一月九日カラ之ヲ施行ス」といふ事で就任した時から施行するといふ事は何處にもありません。

○理事代理(村田 秀君)
如何も細則に關する點で、民團長が出来たから民團長だけに適用する様な細則の性質と思はれて居られる様ですが、民團長制を布く様になつたから改められたので、民團長制を中止して参事會長制にする事が出来る、何方にでも融通性があるのです、民團法の施行規則と同じです、新法になつたからと云つて之を民團長の名にしなければならぬといふのじや無いと思ひます、もう一つは、領事館の制度の認可も民團長の認可もあつたのですが、着任する迄事務の執行が出来ないのは當然ですから、私達の方考へは着任の日に此の新しい規程……

○理事代理(村田 秀君)
民團條例を發布する、是も、参事會規則の改正の發布、是も同時にやるのです、就任の日から民團長制を執行する積りで居ります。

○山田榮治君
制度が許されて居るし民團長も斯ういふ人が来ると決まつて居る、只運行の實施は出来ないといふので、そう縛られる法規はないと思ひます。

(20)

○小澤 昇君
只今山田議員の御質問並びに村田吏員の法的根據の云々といふ事に付て何つて居りますと、要するに見解の相違だと思ひます、斯うして之は山田議員が御質疑があつたならば、此の民會の招集されて事實期間があつたのでありますからして、此の民會が開かれて斯ういつた事が議事される事の法的根據のないといふ事を、今論じられて居る事を領事館に行つてお尋ねになつて置くべきだつたと思ひます、又民會議員の選舉に疑義が有る、自分が民會議員であるといふ事に疑義を持つて居りました疑義が有つたならば夫を略りして出席なさるべきであつたかと思ふのであります併し夫は兎も角と致して、第三十九次居留民會臨時會が開かれたる以上は領事館に於ても夫を良しとお認めなすつた事と思ひます、村田吏員の答辯の中にも夫が當然の事であると信じられたる故に此の手續を採つたのであります、貴方は此の臨時民會迄相當時日があつたのでありますから今日は日程を議すべく出席なすつたものと認めます、議事の進行上議長は斯かる議論に煩はされる事なく日程を進行して頂きたいと思ひます。

○山田榮治君
敢て争ひません、しつこくになりますから斯る質問を打ち切りますが、要するに何處迄も満足出来ませんから、之を執行機關を充分民團當局は法的根據を研究された上で御決定願ひたいと思ひます、尙小澤議員からお叱りを受けましたが、私は直接聞く權利を持つて居りません、個人的には民團當局迄尋ねましたが、公人としては民會の席上で其の意見を述べるのが當然であ

り自然であると思ひます、私としていくら領事館の御指示を受けました處が何ら民團の執行機關の疑義に付て解消するものでありません、敢てさういふ方法を取らなかつたのであります、夫から法的根據は充分將來御研究を願ふ事に致しまして、斯ういふ問題の起つたのも民團長の就任が遅れました事に起因すると思ひます、今度選舉されて民團前に御報告を以て御認可を受けなければならなかつたか、法定の一週間の期日を縮めて選一、無一民團長を決めて、既に経過すること………

○議長(遠山猛雄君)

山田さん質問を打切つたら如何ですか。

○山田榮治君、さういふ事を感じて居るから、夫程緊急を要したものが今度一ヶ月も民團當局は就任の法を取らないのは民團の怠慢と云つても差支へないと思ひます、何が故に一ヶ月も待つて何日就任するか判らん民團長をあれ程二日間の期間を以て選舉しなければならなかつたか、之又疑義を持ちます、私は茲に敢て責めませんが世間にも疑義の眼を以て居る方もありますから民團長が一日も早く御就任をされる様に希望致します。

○森川照太郎君、私は一寸半端の参事會長としてお答へ致します、曰井君は豪漢人でもなければ居さんでもない、幾多仕事を有つて居る人であり、夫を片付けて来るのには少しは時が掛ります、ルンペンを持つて来る様な眞似をしたのでは無いので、適任の民團長を得る事が肝

要であつて、適任と認められる程の人はさう輕々しく來れる様な人じゃない、故に遅くなる、遅くなるが故に其の他の手続きを急いで居るといふ譯です。

○山田榮治君、不満ですが打ち切ります。

○議長(遠山猛雄君)

夫では

日程第三、参事會員選舉

に入ります、之からお手許に選舉用紙を配布致しますからどうぞ。

申す迄もなく投票は無記名單記でございます。

――(此の間投票)――

○山田榮治君、一枚名刺を中に入れた事が明瞭なのですが。

議長(遠山猛雄君)

前例があるさうでございますから判つて居りますれば宜しう御座います、宜しうございませぬ、(異議なし)

名刺と投票の數と合致いたしましたから読み上げます――(此の間採票)――選舉の結果を御報告致します、尙御報告申上げる前に同點者の選舉がございましたので夫は抽籤に依つて順位を定め、従つて其の順位に依つて御報告を申します。

- 六票 中村三雄君
- 五票 早瀬精一君
- 四票 原田万造君
- 四票 大内專君
- 四票 榎前香君
- 四票 佐々木清一君
- 四票 小澤昇君
- 一票 眞藤業生君

従つて小澤昇君迄御當選でございます。夫から先刻申し忘れて居りましたが本日の議事録署名者として眞藤業生君、原田万造君に御願ひ致します、次に

日程第四、民團會計検査委員選舉

○橋本誠太郎君、議事の進行上發言を求めたいと存じます、私が今更申上げる迄もなく私は會計検査委員たるの器でない事は明白でありまして、既に當初に於て私は御辭退したのであります、二友人の薦めに依りまして一年が二年となりました様な次第であります、然るに此の度起したる事件は偏に私の不明の致す處に依りますので、此の責めを負ふ意味に於て監督官廳に辭表を提出して居る者でありますれば、再選等の光榮に預りましても此の度限りお受けする譯には行きません、議事の進行上特に此の聲明をして置く次第であります。

○八木忠良君、一寸議事の進行に付て、會計検査委員の一人として私も橋本さんと同様、前會計検査委員として御承知の様な事情の起りました其の責任を感じて辭表を提出した次第でございますが、前以てお断りして置きたいと思ひますのは、萬一にも私を御選舉下さいませ様な事になりましても私はお受け致し兼ねますと存じますので、前以て左様御承知置き願ひます。

○議長(遠山猛雄君)

二名連記でございます――(此の間投票)――名刺の數と投票の數と合致いたしましたから之より読み上げます――(此の間採票)――

- 二十四票 八木忠良君
- 二十四票 上田茂君
- 二十票 伊丹關次郎君
- 七票 長野勳君
- 五票 森川照太郎君
- 四票 佐々木山太郎君
- 二票 鹽谷信治君

- 二票 野崎誠近君
- 一票 橋本磯太君
- 一票 眞藤葉生君
- 一票 山尾市二郎君

従つて八木忠良君、上田茂君、伊丹國次郎君、以上御常選でございます。(拍手)
 ○八木忠良君 甚だ恐れ入りますが先程も申しました通り責任を負ふて辭表を提出した意思を通告して頂きたいと思ひます。

○議長(遠山猛雄君) 八木さんはお受けが出来ると仰言るのですか、聞き流らしたのですが。

○八木忠良君 私は先程申上げました様に私の意思通り、辭表を提出して居りますから。

○議長(遠山猛雄君) あ、そうですか、夫は私決められませんな、如何計ひませうか、八木さんから只今「豫め申上げた通り自分の意思を貫徹したい、折角の御推薦ですがお受け出来な一斯う口頭を以て辭意を洩らされたのですが、如何取計ひませうか。

○森川照太郎君 前に、選挙前に意思を洩らされてお受け出来な方がありましたが、其の時能く覚えて居りませんが、其の辭任は許されなかつた例があります、其の前例を以て踏襲

して頂かうとは思ひませんが八木さんが辭任すれば次點者が順位に上げば好いと思ふが、最高點が八木さんだから同君が就任されん事を切望します、従つて其の決定は選挙事務及び監督官廳で然る可く御考慮を願ふといふ事にして今夕は此の儘にして置きたいと思ひます。

○榎前 香君 一言八木君の爲めに申上げたいと思ひます、八木君としては其の苦衷察するに餘りあるのですが、若し八木君に對して民會が前會計検査委員で在つた當時に於ける行為に對して不信任であつたらばいざ知らず、八木さんにとつて二十四票といふ最高點の此の民會の推舉があつた事は八木君として大いに威張つて好いのではないかと思ひます、尙も一度當民團の爲め一臂の力を貸すといふお考へで以て、どうか其の邊の處を御考察願つて此の當選をお受けなさらん事を希望する次第であります。

○議長(遠山猛雄君)

八木さん如何でございます、折角皆さんがあゝ仰言るのですから仰言る様にしてして此の間題を茲で打切つては、

○八木忠良君 森川さんからお話もございました様に参事會及び當局の御決定とあれば口を言ひ得ないと思ひますが、どうか一兩日、暫くの御猶豫を願ひたいと思ひます。

(「待つて上げたら好い」「次點者を順に上げれば好い」と呼ぶ聲あり)

○議長(遠山猛雄君)

御無理には申上げませんけれども八木さんの御苦衷は皆さんも能く御承知の事でありまして、後に色々前例も残りますので若しお引受け下すつたら大へん………

○八木忠良君 明日議長迄何分の回答をしたいと思ひます。

○議長(遠山猛雄君)

どうぞ一つお願ひ致します。(拍手)

夫では之で閉會に致します、もう無い様でございますから

○早瀬精一君 閉會にしましたのですか、一言申上げたいのですが。

○議長(遠山猛雄君) 長いのですか。

○早瀬精一君 先程森川議員が申されたのに、白井氏が適任者でこんなに立派な民團長が得られた非常に好いと田舎の芝居でもある様に樂屋から賞めて居られるが、市中、巷間で申すには最も適任と申す人が……

(「議題は済んだ、閉會にしたら好い」「閉會々々」と呼ぶ聲あり)

○議長(遠山猛雄君) 閉會。(拍手)

午後十時十分閉會

昭和十一年第三十九次居留民會臨時會要録

- 一、議 員 三十二名
- 一、會 期 昭和十一年十二月九日(一日)
- 一、會 場 公會堂
- 一、成 績 省略す
- 一、議長及會議係

議長	遠山 猛雄
副議長	龜澤 省朝
理事代理	村田 秀
書記	村田 秀
速記	山下 圭子

